

無料耐震診断と耐震改修費の補助

旧基準の木造住宅(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅)を対象とした耐震診断を実施しています。費用は無料です。

耐震診断の結果、改修などの必要があると判定された住宅の耐震改修工事費に対する補助制度(条件あり)もあります。

無料耐震診断

- **対象** 昭和56年5月31日以前に着工された、居住している木造住宅(2階建て以下で、在来軸組構法、伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅、共同住宅で、貸家を含む)

耐震改修費補助

工事着工前に申請し、町の交付決定を受けてください。

- **対象** 次の要件全てに当てはまること。
- ① 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満であること
 - ② 耐震診断の判定値に0.3以上を加算して、改修工事後の総合判定が1.0以上となること

- **補助額** 耐震改修工事費の8割の額で、100万円が限度(改修設計を実施すること)

- **申込期限** 9月12日(金)

※ 無料診断を実施すると、耐震改修費補助、耐震シェルター設置費補助、除却費補助のうち、1種類の補助が受けられます。

※ 予定数に達し次第、締め切ります。

- **申し込み・問い合わせ先** まちづくり推進課建築公園係 ☎(48)1111(内1213)



耐震シェルター設置費補助

工事着工前に申請し、町の交付決定を受けてください。

- **対象** 次の要件全てに当てはまること。
- ① 耐震診断の結果、総合判定が0.4未満であること
 - ② 設置数は1基であること(2基以上の設置場合でも補助は1基のみ)

- **補助額** 25万円が限度

除却(取り壊し)費補助

工事着工前に申請し、町の交付決定を受けてください。

- **対象** 次の要件全てに当てはまること。
- ① 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満であること
 - ② 旧基準の木造住宅の部分を含む1戸全てを除却すること

- **補助額** 20万円が限度

ブロック塀などの撤去費の補助

ブロック塀など(門柱を含む)の倒壊による被害や避難時などの通行の妨げになることを防止するため、ブロック塀などの撤去に要する費用の補助を実施しています。

ブロック塀等撤去費補助

工事着工前に申請し、町の交付決定を受けてください。

- **補助の要件** 次の要件全てに当てはまること。

- ① 同一の利用に供されているひとまとまりの土地で、道路に接する場所に存するブロック塀など(門柱を含む)を全て撤去すること(万年塀やフェンスは対象となりません)
- ② 道路面からの高さが1メートル以上であること。ただし、擁壁上部に造られている場合は、道路面からの高さが1メートル以上かつ擁壁上部からの高さが60センチメートル以上であること
- ③ 当該ブロック塀などの接する道路が、町内における住宅や事業所などから町地域防災計画に掲げる避難所や避難場所に至る経路であること

- **補助額** 20万円が限度

- **申込期限** 9月12日(金)

※ 予定数に達し次第、締め切ります。

- **申し込み・問い合わせ先**

まちづくり推進課建築公園係
☎(48)1111(内1213)

